

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴う、神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）が契約締結を行う案件（水道局及び交通局にて契約手続きを行う案件を含む。）の消費税の取扱いについてお知らせします。

記

1 令和元年 9 月 30 日までに契約締結する案件の変更契約について

施行日の前日（令和元年 9 月 30 日）までに、改正前の消費税及び地方消費税の税率の 8%（以下「旧税率」という。）を適用して契約締結を行った案件のうち、改正後の消費税及び地方消費税の税率の 10%（以下「新税率」という。）が適用される案件については、消費税の増額分について施行日以後に順次、変更契約の手続きを依頼させていただきます。

[変更契約にあたっての留意事項]

①前払金

前払金の金額は請求時点での請負代金額に応じた金額となります。

②部分払

9 月 30 日までに引渡しがあった部分にかかる部分払は旧税率が適用され、10 月 1 日以後に引渡しがあった部分にかかる部分払は新税率が適用されません（経過措置対象分を除く）。

2 令和元年 10 月 1 日以後に契約締結する案件について

令和元年 10 月 1 日以後に契約締結を行う案件の予定価格等は、新税率で積算し設定しています。

入札者（見積者）は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書又は見積書に記載してください。

【入札（見積）金額記載上の注意】

消費税率が改正されるまでの間、各案件において見積った契約希望金額の「108 分の 100」か、「110 分の 100」のいずれで記載するべきかについては、指名通知書若しくは入札説明書に記載又は見積り依頼時に案内いたします。